

公益財団法人砂原児童基金
役員等及び選考委員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

- 第1条 この規程は、公益財団法人砂原児童基金（以下、「当財団」という。）の定款第14条及び第32条の規定に基づき、役員等の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 選考委員に対して、役員に準じて同様の報酬並びに費用を支給するものとする。

(定義等)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。
- (3) 選考委員とは、定款第52条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関わる法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の任務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、任務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等)

- 第3条 役員等及び選考委員の報酬は、無報酬とする。ただし、役員等が次の各号に掲げる会議に出席したときは、会議出席費用として日額1万2千円を超えない範囲で報酬を支給することができる。
- (1) 理事会
- (2) 評議員会
- (3) 選考委員会

(報酬等の支払い方法)

- 第4条 役員等及び選考委員の報酬は、理事会・評議員会・選考委員会開催時に現金にて支給する。ただし、銀行口座への振込を希望されたときは、振込による支給を行うことができる。
- 2 第3条の報酬等は、理事会・評議員会・選考委員会開催時に現金をもって支給する。
- 3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除して支給する。

(費用)

第5条 役員等及び選考委員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第6条 当財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(細則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附則

この規程は、平成28年3月11日から施行する。

附則

この規程は、平成28年6月13日から施行する。

附則

この規程は、公益認定を受けた日から施行する。